

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会「な～や」イラスト使用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会（以下「本会」という。）のマスコットキャラクター「な～や」のイラストを使用する場合の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

（1）キャラクター

「な～や」の基本デザインと、別に定めるその展開デザインをいう。

（2）商品

販売を目的として製造した製品及びこれに準ずるものをいう。

（3）景品

商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。

（4）広告等

商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

（キャラクター使用の目的）

第3条 本会PR及び事業推進としてキャラクターを使用する目的を有する場合に、キャラクターを使用することができる。

（使用の手続き）

第4条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ「な～や」イラスト使用申請書（第1号様式）を本会に提出するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）国または地方公共団体が使用する場合

（2）学校等が教育の目的で使用する場合

（3）区社会福祉協議会およびこれに準ずるその他の地域団体が使用する場合

（4）新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合

（5）報道関係機関以外（機関紙や地域広報誌など）で、本会がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

（6）この要綱に基づき承認を受けた商品について、当該商品に関連した広告・宣伝に使用する場合

（7）その他、本会が別に定める場合

(使用承認基準)

第5条 本会は、前条に規定する使用申込書を受理した場合は、その内容を審査する。その結果、使用を承認する場合は、承認番号を付して、「な～や」イラスト使用承認通知書（第2号様式）を交付するものとする。なお、本会は使用承認にあたり必要な条件を付することができる。

2 本会は、前項の審査の結果、使用を承認しないときは、「な～や」イラスト使用不承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。次の各号のいずれかに該当するという場合は、本会はこれを承認しないものとする。

- (1) 第3条の目的に反する恐れがあるとき
- (2) 本会又はキャラクターの品位、信用性等を損ない、又は正しい理解の妨げになる恐れがあるとき
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのあるとき
- (4) 特定の個人又は団体等の売名に利用される恐れのあるとき
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのあるとき
- (6) 本会が指定する「デザインガイドライン」に反しているとき
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがあるとき
- (8) キャラクターを使用しようとする者が、名古屋市暴力団排除条例（平成 24 年名古屋市条例第 19 号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当するとき又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するとき
- (9) キャラクター使用に係る物件について、安全性、品質について十分な配慮をしないとき
- (10) キャラクター使用に係る物件について、JAS 法、景品表示法又は食品衛生法その他各種法令を遵守しないとき
- (11) キャラクター使用に係る物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう配慮をしないとき。なお、当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、本会は一切の責任を負わない。
- (12) その他、本会がキャラクターの使用を不適当と認めたとき

(使用承認後の手続き)

第6条 使用承認を受けたもの（以下「使用者」という）は、その商品の販売、景品の配布、広告の掲載等キャラクターを使用した完成品を公にする前に、商品の完成品を本会に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由などにより、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用承認の取消)

第7条 本会は、キャラクターの使用が第5条第2項に違反していると認められる場合は、使用条件を変更又は使用承認を取り消すことができる。

2 本会は、前項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。

3 本会は、承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

4 取消し等に伴う使用物件の回収費等は使用者の負担とする。

(使用料等)

第8条 使用者のキャラクターの使用料は無償とする。

(損失補償等の責任)

第9条 本会は、キャラクターの使用にかかる損害賠償及び損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、キャラクターの取扱いについて必要な事項は、本会が別に定める。

(附則)

この規程は、令和7年7月24日から施行する。